

労働者災害補償保険法施行規則の一部を改正する省令案について

平成 23 年 1 2 月
労働基準局労災補償部労災管理課

1 趣旨

東日本大震災の復旧・復興作業については、民間事業者の中でも建設業者が主要な役割を果たすことが想定される。

建設業者が労働者を使用して復旧・復興作業を行う場合、その作業中に労働者が被った災害については、労働者災害補償保険法（昭和 22 年法律第 50 号）に基づき保険給付が行われる。

一方、建設業を行う一人親方等は、労災保険への特別加入（任意）が可能であり、特別加入者が復旧・復興作業中に被った災害についても、同法に基づく保険給付が行われる。

特別加入者が被災した場合における保険給付の支給・不支給の判断は労働者災害補償保険法施行規則（昭和 30 年労働省令第 22 号。以下「労災則」という。）に規定された事業内容の範囲内で届出のあった業務の内容を基礎として行われるが、復旧・復興作業の中には、建設業では通常行うことが想定されない（労災則に規定されていない）作業が含まれることから、これらの作業を含め、復旧・復興作業を行う建設業の一人親方が作業中に被った災害について適切な補償を行うため、所要の改正を行う。

2 改正内容

労災則第 46 条の 17 第 2 号に掲げる事業を行う者として特別加入した一人親方等が工作物の原状回復又はその準備の事業に従事する際に被った災害を労災保険による補償の対象とすること。

3 施行期日

平成 24 年 1 月 1 日